

## 小牧市建設工事等に係る電子入札実施要領

〔平成20年3月28日  
19小総第1247号〕

### (趣旨)

第1条 この要領は、小牧市契約規則（昭和55年小牧市規則第11号。以下「契約規則」という。）及びあいち電子調達共同システム（CALS／EC）利用規約（あいち電子自治体推進協議会平成18年9月6日議決）の規定に基づき、電子入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (適用範囲)

第2条 この要領は、小牧市があらかじめ電子入札で行うものとして、小牧市土木工事指名審査会又は小牧市建築工事指名審査会（以下「指名審査会」という。）で決定された建設工事並びに設計、測量及び建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）の入札案件に適用する。

### (優先順位)

第3条 この要領の規定は、電子入札において小牧市制限付一般競争入札実施要綱（平成19年5月8日19小総第158号）及び小牧市入札参加者心得書に優先する。ただし、この要領に規定のない事項は、小牧市制限付一般競争入札実施要綱及び小牧市入札参加者心得書の規定を準用する。

### (定義)

第4条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) あいち電子調達共同システム（CALS／EC） あいち電子自治体推進協議会が運用する入札参加資格登録から発注見通しの公表、指名通知、入札・開札、結果の公表等までの一連のプロセスを、利用者がインターネットなどの情報通信技術を利用して行うシステム（以下「電子調達システム」という。）をいう。
- (2) 電子入札サブシステム 電子調達システムを構成する各システムのうち、指名通知、入札・開札及び落札者決定までの手続を処理するシステムをいう。
- (3) 電子入札 電子入札サブシステムを利用して行う入札・開札等の

手続（随意契約を含む。以下同じ。）をいう。

- (4) 紙入札 電子入札サブシステムを利用しないで書面により行う入札・開札等の手続をいう。
- (5) I C カード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「特定認証局」という。）が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、財団法人日本建設情報総合センターが提供している電子入札コアシステムに対応しているカードをいう。
- (6) 電子ファイル 電子入札において提出書類として扱う電子文書をいう。
- (7) 契約担当者 契約規則第 2 条第 1 号に規定する者をいう。
- (8) 執行担当者 電子入札サブシステムを利用する入札案件となる発注について、入札案件の登録から入札結果の公表までの事務手続を担当する職員をいう。

（電子入札の対象）

第 5 条 電子入札を実施する入札方式は次のとおりとする。ただし、契約担当者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 制限付一般競争入札
- (2) 総合評価競争入札
- (3) 指名競争入札
- (4) 隨意契約

2 電子入札対象案件については、入札公告又は指名通知等に電子入札対象案件である旨を明示するものとする。

（電子入札サブシステムの利用）

第 6 条 電子入札サブシステムを利用することができる者は、小牧市競争入札参加資格を有し、特定認証局が発行した I C カードを取得し、電子調達システムに利用者登録を行った者とする。

（電子入札に使用する I C カード）

第 7 条 I C カードの名義人は、小牧市競争入札参加資格を有している個人又は法人の代表者若しくは代表者から契約締結に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。

2 入札参加者が特定の入札案件について構成される共同企業体（以下「特定建設工事共同企業体」という。）の場合は、単独企業用として利

用者登録された代表構成員の代表者又は受任者の名義のＩＣカードで、特定建設工事共同企業体名により電子入札に参加するものとする。

3 入札参加者がＩＣカードの不正使用等（他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようすることをいう。以下同じ。）をした場合は、次に掲げる取扱いができるものとする。

- (1) 開札までに不正使用等が判明した場合 当該案件への入札参加資格取消。この場合において、既に入札済みのものはその入札を無効とする。
- (2) 落札決定後、契約締結前までに不正使用等が判明した場合 落札決定取消
- (3) 契約締結後に不正使用等が判明した場合 契約解除  
(入札参加の申込み)

第8条 電子入札により実施される制限付一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、入札参加申込書（以下「申込書」という。）により、次に掲げる事項に従い申し込むものとする。

- (1) 申込書の提出 入札参加希望者は、申込書の受付期間に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子入札サブシステムにより提出しなければならない。
- (2) 制限付一般競争入札参加資格確認申請書の提出 入札参加希望者は、申込書に制限付一般競争入札参加資格確認申請書及び入札公告で示された資料（以下「資料」という。）を電子入札サブシステムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、そのファイル容量は1メガバイト以内とするものとする。

また、添付する資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は次のとおりとする。ただし、別途指定がある場合は、この限りでない。

使用アプリケーション	ファイル形式
Word (Microsoft Corp.)	DOC 又は DOCX 形式
Excel (Microsoft Corp.)	XLS 又は XLSX 形式
その他	PDF (Adobe Acrobat で作成したものに限る。)

	画像ファイル (JPEG、TIFF 又は GIF 形式) 圧縮ファイル (Lzh、Zip 又は Cab 形式。ただし、自己解凍形式 (EXE 形式) は認めない。) その他契約担当者が特別に認めたファイル形式
--	--

(3) 持参での資料の提出 入札参加者は、電子ファイルで提出する資料のファイル容量が 1 メガバイトを超える場合は、書面による資料を持参にて申込書の受付期間内に提出するものとする。ただし、別途指示がある場合は、この限りでない。

(4) 資料の再提出 入札参加者は、添付した資料に誤り等があった場合は、申込書の受付期間内に再提出の申し入れを行い、承認を得た場合に限り資料の再提出ができるものとする。ただし、別途指示がある場合は、この限りでない。

(5) ウィルス対策 入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、添付時に、必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。執行担当者は、添付された資料にウィルス感染があった場合は、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止し、当該電子ファイルを添付した者に連絡し警告するとともに、再提出方法等について協議するものとする。

#### (入札書の提出)

第 9 条 入札書の提出方法は、次に定めるとおりとする。

(1) 入札書の提出方法 入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札書に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子入札サブシステムにより提出しなければならない。

(2) 入札書受付締切日時 電子入札の入札書受付締切日時は、入札公告又は指名通知等に記載された日時とする。なお、パソコンコンピュータ等の利用環境により、データ送信に時間がかかることがあるため、余裕をもって入札書の提出を行うものとする。

(3) 再度入札 再度入札の入札書受付締切日時及び開札日時は、契約担当者が指定するものとする。また、紙入札で参加した者については、指定された日時及び場所において再度入札に参加できるものと

する。

(工事費内訳書)

第10条 工事費内訳書の提出方法は、次に定めるとおりとする。

- (1) 工事費内訳書の添付 工事費内訳書の提出が必要な入札案件においては、電子入札サブシステムにより入札書に添付して提出するものとする。工事費内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は第8条第2号に準ずるものとする。
- (2) ウィルス対策 ウィルス対策については、第8条第5号に準ずるものとする。

(紙入札での参加)

第11条 電子入札案件において、入札参加者が当初から又は入札手続開始後に、紙入札での参加を希望する場合は、あらかじめ紙入札参加承認願（様式第1）を提出し、紙入札審査結果通知書（様式第2）により契約担当者の承諾を得た場合に限り、認めるものとする。

- 2 紙入札での参加が認められる場合は、次の各号のいずれかに該当し、入札手続の進行に支障を生じないときとする。
  - (1) I Cカードの登録内容変更のため、再取得の手続中のとき。
  - (2) I Cカードの破損等のため、再取得の手続中のとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、入札参加者の責によらないやむを得ない理由があると認められるとき。
- 3 前項の規定により、紙入札での参加が認められた者は、次に定める方法で紙入札を行う。ただし、別途指定がある場合は、この限りでない。
  - (1) 使用する印鑑 契約の締結等に使用する代表者又は受任者の印鑑
  - (2) 紙入札による入札書 入札書（見積書）（様式第3。以下「紙入札書」という。）を使用する。
  - (3) 工事費内訳書 工事費内訳書の提出が必要な入札案件においては、書面による工事費内訳書を紙入札書と共に提出する。
  - (4) 書面による申請書及び紙入札書の締切日時 電子入札における受付締切日時と同一とする。

(入札の辞退)

第12条 入札参加者は、当該入札を辞退するときは、電子入札サブシステムにより入札書受付締切日時までに辞退届を提出するものとする。

ただし、紙入札参加承認願を提出し承諾を得た場合に限り、書面による辞退届を提出することができるものとする。

(入札参加資格の失効)

第13条 開札日までに、小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成11年4月1日施行）に基づく指名停止の処分を受けた者、小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月25日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に基づく排除措置を受けた者又はこれに準ずる措置を受けている者は、入札参加資格を失う。この場合において、その処分を受けた者が、特定建設工事共同企業体の構成員であるときは、当該特定建設工事共同企業体も入札参加資格を失う。

2 入札参加資格を失った者が、既に入札書を提出していた場合は無効とする。

(開札)

第14条 執行担当者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、速やかに開札を行うものとする。ただし、紙入札による入札者がいる場合は、紙入札書を電子入札サブシステムに登録した後に開札を行うものとする。

2 入札参加者は、開札への立会いを希望する場合は、立会うことができるものとする。

(入札の無効)

第15条 次の各号のいずれかに該当する電子入札は、無効とする。

- (1) 入札書受付締切予定日時までに到達しない入札
  - (2) 電子署名及び電子証明書のない入札
  - (3) 特定建設工事共同企業体による入札において、その企業体を代表するＩＣカードによらない入札
  - (4) 特定建設工事共同企業体による入札において、特定共同企業体名の入力のない入札又は特定建設工事共同企業体名の異なる入札
  - (5) 工事費内訳書の提出が必要な入札案件において、工事費内訳書の提出がない入札又は工事費内訳書の記載のない入札
  - (6) 申請書の提出が必要な入札案件において、申請書の提出がない入札又は申請書に必要事項の記載のない入札
- 2 同一案件において電子入札と紙入札書の提出をした場合は、いずれ

の入札も無効とする。

(電子くじ)

第16条 執行担当者は、開札の結果、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あった場合は、電子入札サブシステムにおける電子くじによって落札者を決定するものとする。ただし、くじ番号の入力又は記載がない場合は、執行担当者が入札書の到着順に、電子入札サブシステムの自動生成機能を用いてくじ番号を決定する。

2 執行担当者は、電子くじ機能に障害が発生した場合は、落札決定を保留し、別途、紙入札方式と同様の方法にて、くじを実施するものとする。

(責任の範囲)

第17条 電子入札において、申請書、入札書等は、送信データが電子調達システムのサーバに到着した時点で提出されたものとする。入札参加者は、申請書、入札書等の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

(障害発生時の対応)

第18条 執行担当者は、電子入札に使用する電子機器の障害又は広域停電等のために、電子入札サブシステムの使用ができなくなった場合は、次に定めるところにより対応する。

- (1) 短時間の障害で、復旧の見込みがあり電子入札の確実な実施が見込める場合 必要に応じて、入札又は開札の延期を行い、入札参加者に連絡する。
- (2) 重度の障害で、復旧の見込みがない又は電子入札の確実な実施が見込めない場合 紙入札に変更し、入札参加者に電話等の確実な方法で、紙入札に変更したこと及び入札方法等必要事項を連絡する。この場合において、入札書を除く書類の送受信が完了している場合は有効なものとして取り扱い、再度の交付又は受領は要しない。既に送信された入札書がある場合は開札せずに無効とし、改めて紙入札書を提出させる。

(入札結果の公表)

第19条 すべての電子入札結果は、落札業者決定後、速やかに電子調達システムにおける入札情報サブシステムにて公表するものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年1月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現に改正前の小牧市建設工事等に係る電子入札実施要領の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市建設工事等に係る電子入札実施要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要領は、令和3年3月15日から施行する。